



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消費・くらし安全課）…………… 1
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市公園課）…………… 2
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市公園課）…………… 2

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 3

正 誤

- 令和5年10月31日付け公報号外第20号中訂正…………… 4

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第51号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1避難所の供与の項中「330円」を「340円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項中「6,285,000円」を「6,775,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「1,180円」を「1,230円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「18,700」を「19,200」に、「24,000」を「24,600」に、「35,600」を「36,500」に、「42,500」を「43,600」に、「53,900」を「55,200」に、「7,800」を「8,000」に、「31,000」を「31,800」に、「40,100」を「41,100」に、「55,800」を「57,200」に、「65,300」を「66,900」に、「82,200」を「84,300」に、「11,300」を「11,600」に、「6,100」を「6,300」に、「8,200」を「8,400」に、「12,300」を「12,600」に、「15,000」を「15,400」に、「18,900」を「19,400」に、「2,600」を「2,700」に、「9,900」を「10,100」に、「12,900」を「13,200」に、「18,300」を「18,800」に、「21,800」を「22,300」に、「27,400」を「28,100」に、「3,600」を「3,700」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項を次のように改める。

被災した住宅の応急修理	<p>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり50,000円以内とする。</p> <p>ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以</p>
-------------	---

内とする。
 (7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円
 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円
 ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了しなければならない。

別表第1学用品の給与の項中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改め、同表死体の処理の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表埋葬の項中「213,800円」を「219,100円」に、「170,900円」を「175,200円」に改め、同表障害物の除去の項中「138,300円」を「138,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に救助に係る費用が確定したのものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第52号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第32号）の施行期日は、令和5年11月10日とする。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第53号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(事業報告書)

第14条 条例第28条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 都市公園の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 都市公園の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

別表第1中	決勝審判台	100円	を
	着地測定器	100円	
	移動障害物一式	100円	
	大型映像撮影機	30,980円	
	小型映像撮影機	2,680円	
	上記以外のもの一点につき	40円	

着地測定器	100円
移動障害物一式	100円
円盤・ハンマー投用囲い	100円
風速測定器一式	100円
スタート発信装置一式	100円
サッカー用ゴール	100円
サッカーベンチ一式	100円
大型映像撮影機	30,980円
小型映像撮影機	2,680円
写真判定装置一式	1,770円
上記以外のもの一点につき	50円

に、

100円
40円

を

100円
50円

に改める。

別表第2中 「 球 場 第2会議室 1時間までごとに 120円 」 を

球 場	第2会議室	1時間までごとに	120円
庭 球 場	会議室	1時間までごとに	290円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第385号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、沖縄加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和5年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第210号で認可した宮古都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 宮古島市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画下水道事業
 - (2) 名称 宮古島市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年3月6日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成2年沖縄県告示第210号、平成11年沖縄県告示第356号、平成12年沖縄県告示第732号、平成14年沖縄県告示第190号、平成15年沖縄県告示第80号及び平成19年沖縄県告示第216号の事業地のうち、宮古島市平良字荷川取崎名原において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

正 誤

令和5年10月31日付け公報号外第20号掲載の「災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第13号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
10	下から8	沖縄県人事委員会規則第13号	沖縄県人事委員会規則第14号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---